

# 第4回 都留市景観計画策定委員会

日時：令和2年3月30日（月）午後7時～午後9時（予定）

場所：都留市役所 3階 大会議室

## 次 第

- |   |                        |             |
|---|------------------------|-------------|
| 1 | 開会あいさつ                 | (7:00～7:05) |
|   | 1. 開会                  |             |
|   | 2. 委員長あいさつ             |             |
|   | 3. 資料確認                |             |
| 2 | 報告事項                   | (7:05～7:20) |
|   | 1. 前回の意見と対応報告          |             |
| 3 | 議 題                    | (7:20～8:55) |
|   | 計画書たたき台について            |             |
|   | 議題1：第4章 景観資源等の質的向上に向けて | (7:20～8:05) |
|   | 議題2：第5章 計画の推進に向けて      | (8:05～8:55) |
| 4 | 閉会・その他                 | (8:55～9:00) |
|   | 1. 連絡事項                |             |
|   | 2. 閉会                  |             |

## 都留市景観計画 第3回策定委員会での意見と対応

番号	策定委員会での主な意見	意見に対する対応
1	59 ページの「③十日市場・夏狩湧水群周辺ゾーン」について、第2回策定委員会での意見に対する対応では、「計画書には、「立地に慎重な検討が必要なエリア」であることを該当箇所に加筆する。」と書いてある。この内容が「③十日市場・夏狩湧水群周辺ゾーン」に入ってくるのではないかと思うが、「適切な規制・誘導」という表現にとどまっている。考え方を教えて頂きたい。	意見と内容の記述は、前回意見があった第2章の景観まちづくり方針の「富士湧水の里の景観を守り、活かす」の項目に加筆することを想定し、回答したものである。ご意見の通り、「③十日市場・夏狩湧水群周辺ゾーン」は県のガイドラインの中で特別な位置付けがされているエリアであるので、景観形成推進ゾーンの項目においても、同様な加筆を行い、重要なエリアであることを強調する。
2	景観形成方針は、あくまでも方針ということで、この表現でいいのではないか。方針の中に、そこまで書き込んでいく必要があるのか。	
3	規制をするにあたっては、地権者の権利も考えなければならない。	景観条例による規制は、立地そのものを規制するものではない。立地するにあたって、景観への影響が小さくなるよう配慮してもらう内容である。まずは、景観条例に基づいて届出をしてもらい、設置者との協議を行っていく。必要な場合には届出内容の見直しを指導していく。
4	「適切な規制・誘導」という書き方と、「立地に慎重な検討が必要なエリア」という2つの言い方がある。言い方を統一した方がいいのではないか。	「適切な規制・誘導」は手法、「立地に慎重な検討が必要なエリア」は場所を示しているものであるので、統一する必要はないと考える。
5	「規制」という言葉は使ってはいけないと思う。規制はできない。あくまでも地権者の権利で、つくると言われたらそれまでではないか。	ご意見の通り景観法では立地規制を行うことはできない。しかし、建設する施設については、市で定めた基準に適合させてもらうこととなる。これは、物事をなす際に従うべききまりという意味である「規制」と考えることができるので、原案通り、「規制」という表現を使用する。
6	基準に適合しない施設整備については、是正勧告も行うことができるのか。	基準に適合しない場合、まずは事業者と協議を行うが、従ってもらえない場合には是正勧告を行う。また、景観条例の中で「特定届出対象行為」に設定した行為について、形態意匠に関する部分は、変更命令まで行うことが可能である。
7	太陽光発電施設について、どういうものが審査を通らないのかわからない。今までは全部通っているのでないか。通っていない案件はあるのか。	都留市では、これまで景観に関する規制は行っておらず、今回、景観条例の制定と景観計画の策定が行われて、はじめて審査をスタートすることとなる。運用開始後には、新たに建設する施設については、市で定めた基準に適合させてもらうこととなる。

	策定委員会での主な意見	意見に対する対応
8	谷村城下町周辺ゾーンについて、谷村町駅から勝山城跡に行くルートには道の案内があまり出ていない。それに対して十日市場の方は太郎・次郎滝とか夏狩湧水群の道案内の看板がかなりある。勝山城の方はあまり力を入れていないのか。もし本腰を入れるのであれば、もう少し道案内を増やした方がいいのではないかと思う。	ご意見の内容については、担当課に伝え、谷村町駅から勝山城跡のルートへの案内看板の設置を庁内で検討する。また、本景観計画の中で、サイン整備を先導的な景観形成施策に位置付け、取り組んでいきたいと考えている。
9	市街地景観形成地域については、建造物の色彩の基準がゆるい。谷村は城下町の雰囲気を保ってほしい、文大の周りは学園都市にふさわしい顔づくりしていきたいとなると、色彩その他も含めて一定の規制や誘導が必要だと思う。	今回策定する景観計画では、景観行政のスタートとして、まずは市域を3地域に区分して景観形成基準を設定している。市街地景観形成地域は、ご意見のような城下町のエリアも含まれるが、商業施設等が多く立地している新しい市街地も含まれている。そのため、まずは定性的な「低彩度で落ち着いた色彩を基調とし、周辺のまちなみ景観と調和した色調とする」という基準を設け、一定の規制・誘導を行っていく。ご意見の谷村の城下町周辺については、今後景観形成重点地区の指定を目指し、その中で、より細かい景観形成基準を設定できればと考えている。
10	「アクセントとなる色彩を使う場合」とはどういう意味か。	壁や庇にラインを入れたり、壁の一部を別の色で塗り分けたりする場合を想定している。
11	法令に抵触することはできないが、ある程度厳格なものにしておいて、「根拠はこの計画、条例だ」と言えるような状況にないのではないかと思う。どちらかと言うと、より厳しく計画に記載をしておいた方がいいと思う。	都留市では、今回の景観計画の策定が景観行政のスタートである。スタート時点から、あまり厳しい基準を設定すると、市民の理解を得ることができなかつたり、経済活動や地域振興への影響が大きすぎたりする可能性もある。市内で景観上重要な場所を景観形成重点地区に指定する段階で、市民との話し合いの場を設け、市全域を対象とした今回の基準よりきめ細かい基準を検討していきたい。
12	地域で声をあげながら、行政に「あそこには何かできるので何とかしてくれ」という時に、行政の職員が動けるように、根拠がこの計画に書かれていて欲しいと思う。	色彩や高さなど景観に関する基準は、本景観計画の景観形成基準で示している。しかし、基準に適合しない場合や基準の捉え方によって職員の判断がし兼ねる場合は、審議会により審議し決定していきたいと考えている。
13	那須町や箱根町といった観光地では色彩の規制をしているところが多いと思う。しかし、それを都留市にもってきて、はたして合うのかと感じる。	今回作成する景観形成基準は、市全域を対象としたものである。景観行政の始動段階からイメージを絞り込んだ厳しい基準を設定することは適当ではないと考えている。都留市の城下町のまちなみといった部分は、将来、景観形成重点地区を定める段階で、よりきめ細かい景観形成基準を検討していきたいと考えている。

	策定委員会での主な意見	意見に対する対応
14	<p>景観形成推進ゾーンと行為制限のつながりという部分で、谷村城下町周辺ゾーンの目標とする景観をつくるのは大変難しいことだと思う。本市の顔となる質の高い景観をつくるには、50年100年の単位で考えていかなければならないと思う。このまちを観光地化するような景観にするのか、人が住んで城下町の佇まいが残る程度のものにするのかということでも色々方針が変わってくると思う。</p>	<p>今回定める景観形成基準は、市全域を3地域に分けて設定しているものであり、城下町のまち並みづくりに向けた具体的な基準を設定しているものではない。そうしたより具体的な基準は、景観形成重点地区を指定する際に、もう少しエリアを絞り込み定めていくことを考えている。また、規制は悪いものを排除する手段であり、それだけで質の高い景観をつくっていくことは難しい。景観形成重点地区の指定にあたっては、手順を踏み、地区の皆さんとの話し合いの場を設け、市民との協働による良好な景観形成の取り組んでいきたいと考えている。</p>
15	<p>景観形成推進ゾーンは5つのゾーンを選定しているが、谷村地区のゾーンと言っても谷村地区は広い。谷村地区全体をひとつのイメージでとらえるのか、あるいは谷村地区をいくつかブロック化して、当面、あるブロックだけをやっていくということも考えられる。城下町というイメージで進めるのであればブロックに分けて考えてはどうか。</p>	<p>景観形成推進ゾーンを景観形成重点地区に指定していく段階で、詳細な地区の範囲を設定する。その時には、重点地区全体をひとつのゾーンとしていくのが良いか、ご意見のように場所の特性に応じてブロック分けしていくのが良いかについても検討していく。</p>
16	<p>63ページの記載内容について、市全域に関する行為の制限事項と景観形成重点地区に関する行為の制限事項は別だという話だったが、今回の素案の内容は、市全域に関する行為の制限事項にあたるのか。景観形成重点地区の制限事項に関しては、どのあたりを参考にすればよいのか。</p>	<p>今回、素案でお示ししている基準は「市全域に関する行為の制限事項」である。「景観形成重点地区の行為の制限事項」は、今後、地区の住民の皆さんと十分に話し合い、協働による景観形成が推進できる内容を検討していく予定であり、具体的な内容は、その際に決定することとなる。</p>
17	<p>本計画の目的は第2章にあるように「住む人にとっても訪れる人にとっても心地よい誇りと交流を育む景観まちづくり」ということである。 子どもたちが、自分たちが住んでいるところに何か誇りを持てるということを考えた時には、ある程度の特徴が必要だと思う。普通の規制ではそういう風にはならないのではないかと思う。住宅以外のものを対象として規制をする時に、どのような建物にどのような規制をかければ、そのような景観が生まれると考えているのか。</p>	<p>規制はあくまでも悪いものを排除するボトムアップの手段であり、規制だけで計画の目的である「住むひとにとっても、訪れるひとにとっても心地よい 誇りと交流を育む景観まちづくり」を実現することはできない。これは、計画の「第4章 景観資源等の質的向上に向けて」や「第5章 計画の推進に向けて」に示す取り組みで景観のトップアップを図っていくことになる。 届出対象から一般住宅程度の規模を除外しているが、市内では、現状一般住宅で景観に大きな影響を与えているようなものはあまり存在しないことや、建築主の費用負担などを勘案して、影響の大きい一定規模以上の建物に限定しているものである。</p>

	策定委員会での主な意見	意見に対する対応
18	<p>どのようなイメージで景観づくりをやっていくのかということが、具体的に頭の中に浮かんでこない。例えば、那須町のようにしたいのか、箱根のようなシックなものにしたいのか。規制、足枷だけつけてストーリーが見えてこないとだめだと思う。</p>	<p>本景観計画のイメージとしては2段階の規制を考えている。まず1段階目として、市域を3地域(市街地・集落・森林景観形成地域)に分け、それぞれに景観形成基準を設け一定程度の規制をしていく。2段階目として、都留市を象徴する景観資源を有する谷村城下町周辺ゾーンや十日市場・夏狩湧水群周辺ゾーンなどについて、今後、景観形成重点地区に指定し、地区の特性に応じた、よりきめ細やかな規制・先導的な取り組みを実施していく。この2段階の取り組みにより都留市らしい良好な景観を形成していきたいと考えている。</p>
19	<p>新築の建物が規制対象になるという話であるが、建物の新築件数は多くないのではないか。古い建物の方が多い。古い建物には何の規制もかけないということだと、そのままである。新しいところだけに規制をかけても、まだらになって景観としてはまったく見栄えがしないのではないか。</p>	<p>ご指摘の点は、景観法制度の弱点であることは認識している。しかし、法令の施行と同時に既存の建物の形態意匠も規制・誘導していくこととなると、相当数の所有者にかなりの費用負担をしてももらうこととなり、非現実的である。そうした点を考慮して、景観法には既存建物を規制する制度は入っていない。ただし、既存建物でも、改築・増築、外壁や屋根等の塗り替え時には、景観形成基準に適合させてもらうこととなる。</p>
20	<p>65 ページの「行為の届出手続きの流れ」の適合審査のところで、必要なものはこの段階で、景観審議会が入ってくるのではないかと思う。全てではないと思うので、どのような場合に景観審議会にかけていくのかなど、手続きについて説明を入れた方がいいのではないかと思った。</p>	<p>景観形成基準に適合しているか判断が難しい場合や、特例を認める場合には審議会に諮ることがわかるように、注意書きを追加する。</p>

---

# 都留市景観計画

## 【第4回策定委員会資料】

---

第4章 景観資源等の質的向上に向けて

第5章 計画の推進に向けて

令和2年3月

都 留 市

---

# 目 次

## はじめに

### 序 章 景観計画の策定にあたって

- 1. 計画策定の背景…………… 2
- 2. 目的と位置付け…………… 4
  - (1) 計画の目的…………… 4
  - (2) 計画の位置付け…………… 5
  - (3) 計画の期間…………… 5
- 3. 景観計画の構成…………… 6
- 4. 景観計画の区域…………… 7

### 第1章 景観特性と課題

- 1. 都留市の概況…………… 10
  - (1) 立地特性と概況…………… 10
  - (2) 都留市の成り立ち…………… 11
- 2. 都留市の景観特性…………… 13
  - (1) 都留市らしさが現れている景観…………… 14
  - (2) 暮らしや営みが映し出す景観…………… 20
- 3. 景観形成に係る主な市民意向…………… 24
  - (1) 景観市民アンケート調査…………… 24
  - (2) 景観まちづくり市民懇談会…………… 25
- 4. 景観まちづくりに向けた主要課題…………… 26

### 第2章 景観まちづくりの方針

- 1. 景観まちづくりの理念と目標…………… 30
    - (1) 基本理念…………… 30
    - (2) 景観まちづくりの目標…………… 32
    - (3) 都留市の景観構造…………… 33
-

2. 景観まちづくりの方針	40
(1) 特徴ある地形や山紫水明の景観を守り、活かす	41
(2) 郷土の多彩な眺望景観を守り、魅せる	44
(3) 先人たちの営みに培われた歴史文化資産を継承し、活かす	46
(4) 里地・里山・里水が織りなす農山村景観を守り、活かす	48
(5) 地域の表情を映す、心地よさと魅力ある暮らしの景観を育む	50
(6) まちが元気になる、交流・おもてなしの景観まちづくりを進める	53
3. 景観形成推進ゾーンの方針	57
(1) 景観形成推進ゾーンの選定	57
(2) 景観形成推進ゾーンの景観形成方針	58

### 第3章 良好な景観形成に向けた行為の制限

1. 行為の制限に関する基本的な方針	62
(1) 行為制限の基本的な考え方	62
(2) 景観計画で定める事項	63
(3) 建築物等の行為制限に関する基本的な方針	66
2. 景観形成地域ごとの行為の制限事項	68
(1) 市街地景観形成地域	68
(2) 集落景観形成地域	72
(3) 森林景観形成地域	76

### 第4章 景観資源等の質的向上に向けて

■ 基本的な考え方	82
1. 景観法で定める事項	83
(1) 景観重要建造物・景観重要樹木に関する事項	83
(2) 景観重要公共施設に関する事項	84
(3) 屋外広告物の表示・設置等に関する事項	86
(4) 農の景観の保全・活用に関する事項	87
2. 都留市独自で定める事項	89
(1) 歴史的景観の保全・活用に関する事項	89
(2) 文化的景観の保全・活用に関する事項	91
(3) 眺望景観の保全・活用に関する事項	92
(4) その他の効果的な取り組み	93

## 第5章 計画の推進に向けて

- 1. 協働による景観まちづくりの推進…………… 96
- 2. 景観計画の推進に向けた施策…………… 97
  - (1) 景観に対する市民意識の醸成…………… 98
  - (2) 市民等の主体的な活動、協働による景観まちづくり活動の促進… 98
  - (3) 景観行政の体制や仕組みの充実…………… 100
- 3. 景観まちづくりの実現に向けて…………… 102
  - (1) 先導的な景観まちづくりの推進…………… 102
  - (2) 景観計画の見直しと進行管理…………… 108

## 参考資料編

- 1. 策定経過と策定体制
- 2. 景観計画策定にかかる委員会等の名簿
- 3. 景観計画策定にかかる都市計画審議会答申
- 4. 用語集

## 第4章

# 景観資源等の質的向上に向けて

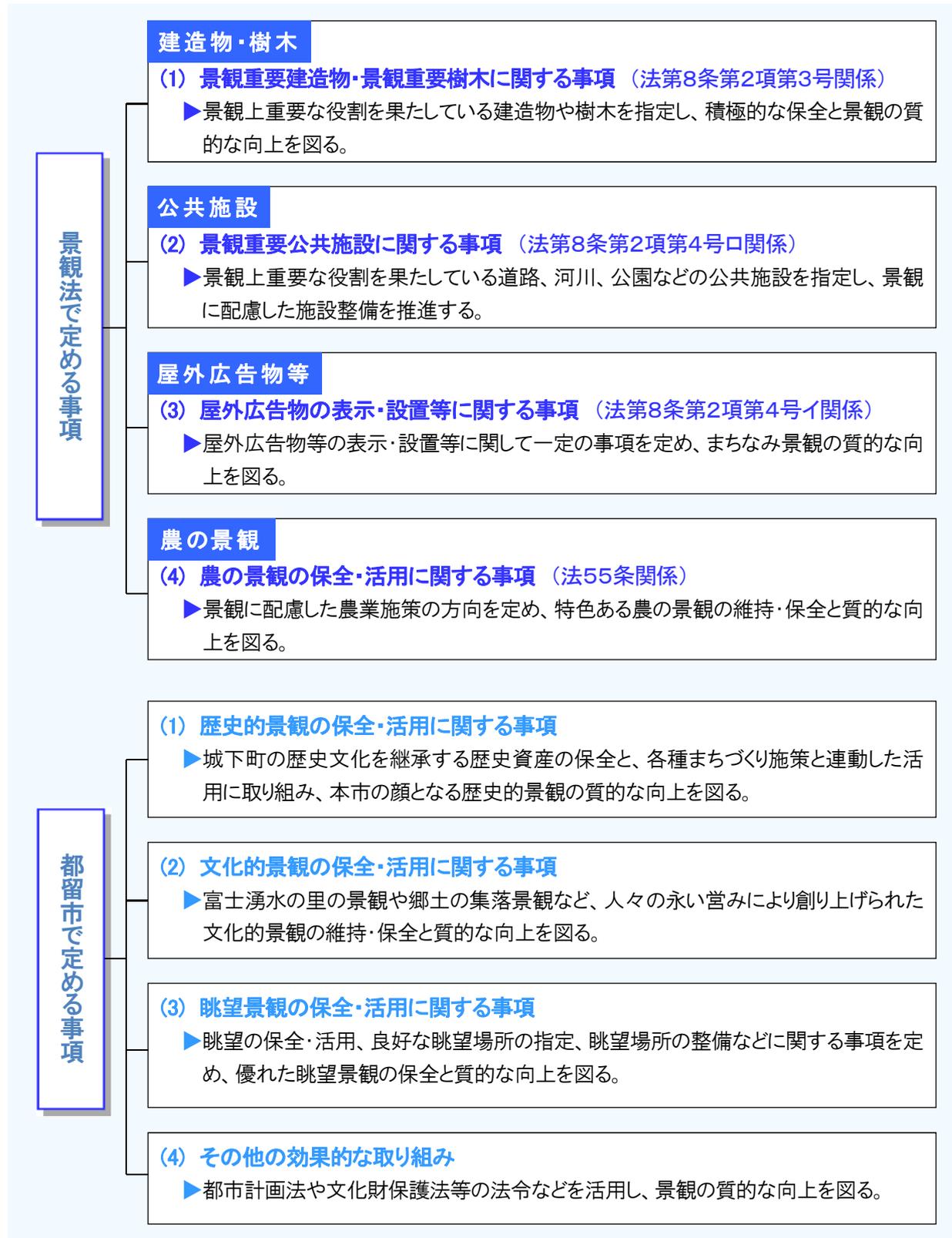
---

## 第4章 景観資源等の質的向上に向けて

### ■基本的な考え方

個性と魅力ある景観形成の推進に向け、第3章で掲げた建築物等の行為の制限に加えて、景観形成上重要な役割を果たしている景観資源等について、景観的な質の向上と景観まちづくりへの活用を図るため、次の事項を定めます。

### ■景観資源等の質的向上に向けて定める事項



# 1. 景観法で定める事項

## (1) 景観重要建造物・景観重要樹木に関する事項

【景観重要建造物・景観重要樹木の指定に関する事項(法第8条第2項第3号関係)】

### ① 基本的事項

景観的に特色のある建造物や樹木は、地域景観を特徴づける重要な景観資源であり、資源の保全とともに、景観まちづくりに積極的に活用します。

このため、市内の建造物および樹木（樹林地は除く）のうち、景観形成上重要な役割を果たしているものを「景観重要建造物」および「景観重要樹木」に指定\*し、それらの保存と周辺を含めた魅力ある景観形成を促進します。

なお、指定に際しては、土地・建物の所有者等や「都留市都市計画審議会」の意見を聴き、定めていくものとします。

### ② 指定に関する事項

#### 景観重要建造物（建築物、工作物）

建築物や工作物のうち、地域の景観形成に大きく寄与し、道路などの公共の場所から容易に視認することができる建造物を、次の基準に基づき「景観重要建造物」として指定し、積極的に保全・活用を図ります。また、市内の近代土木遺産等についても、順次、指定に向けた検討を行っていきます。

#### ■ 指定基準

- 地域固有の歴史・文化的な特色や価値を持ち、保全・継承していく必要性の高い建造物
- 優れたデザインを有し、市や地域のランドマーク、シンボルとなっている建造物
- 多くの市民や観光客等に愛され、親しまれている建造物
- 地域の景観形成に取り組むうえで手本となるような建造物

#### ■ 景観重要建造物（候補例）

##### 景観重要建造物の候補例

尾県郷土資料館、商家資料館 など

#### 景観重要樹木

市内には、文化財や天然記念物の指定以外に、地域景観を特徴づけ、住民に大切に守られている樹木が分布しています。これら大木・古木・名木などのうち、地域の景観形成に大きく寄与し、道路などの公共の場所から容易に視認することができる樹木を、次の基準に基づき「景観重要樹木」として指定し、積極的に保全・活用を図ります。

#### ■ 指定基準

- 固有の気候風土に根ざした特徴や学術上の価値を有する樹木
- 樹容(樹高、樹形など)が景観上優れており、地域のシンボル、ランドマークとなっている樹木
- 風景の一部として主要な場に位置し、地域の景観形成上重要な役割を果たしている樹木
- 多くの市民や観光客などに愛され、親しまれている樹木、地域住民に大切に守られている樹木

注) \* 「景観重要建造物」および「景観重要樹木」の指定基準は、歴史的・文化的価値だけでなく、景観形成上の役割からも判断しており、新たなものであっても、地域の景観形成上重要な役割を果たしていれば指定の対象となります。但し、文化財保護法により、国宝、重要文化財、史跡、名勝、天然記念物として指定されたものについては、同法に基づき保護・保存を図るものとし、ここでは指定の対象からは除外します。今後、上記を指定されると、所有者および管理者には、管理義務が生じ、その現状を変更する行為については市長の許可が必要となりますが、一方、相続税が減免されるなどの優遇措置も受けられます。

## (2) 景観重要公共施設に関する事項

【景観重要公共施設の整備および良好な景観形成に関する事項(法第8条第2項第4号口関係)】

### ① 基本的事項

道路や河川、公園などの公共施設は、地域景観を構成する重要な要素であり、周辺の自然景観やまちなみ景観と調和した施設デザインや管理を行うことが求められます。

このため、本市の景観形成上重要な公共施設については、「景観重要公共施設」に指定し、今後、施設管理者等との調整や地域のまちづくりと連携し、先導的に景観に配慮した整備を推進します。

### ② 指定に関する事項

景観重要公共施設については、次の基準に基づき指定します。指定に際しては、景観条例の施行後、公共施設管理者との協議による同意を得るとともに、「都留市都市計画審議会」の意見を聴き、順次指定に向けた検討を行っていきます。

#### ■ 指定基準

- 良好な景観を有し、本市の自然骨格、シンボルとなっている河川等
- まちなみや歴史文化、観光・交流の軸となる景観の骨格を形成する道路
- 優れた眺望景観を有する公共施設(道路、河川、公園など)
- 多くの市民、観光客等に親しまれ、地域の顔となる景観を有する公園等の公共施設
- 特徴的な景観を有する土木構造物(橋梁や堰堤、水路など)
- 整備・改修等により、効果的な景観まちづくりや周辺景観に及ぼす影響が大きいと想定される公共施設

注) \* 公共建築や鉄道駅等の公共的な建造物は、景観重要公共施設ではなく景観重要建造物として指定します。

#### ■ 景観重要公共施設 (候補例)

区 分		施設の候補例
景観重要河川		桂川、鹿留川、柄杓流川、家中川、寺川 など
景観重要道路	まちなみや観光・交流景観の軸となっている道路	国道 139 号、都留バイパス、県道高畑谷村停車場線、(主) 四日市場上野原線、県道戸沢谷村線、(主) 都留道志線、県道大野夏狩線、市道都留文科大学前通り線 など
	歴史的まちなみなど沿道景観との調和が求められる道路	富士みち(国道 139 号)、寺町通り、市道谷村東側通り線、市道寺前深田線 など
	今後景観の配慮が必要な道路・構造物	国道 139 号、都留バイパス、各駅周辺の主要アクセス道路、都留 IC 周辺 など
景観重要公園*		楽山公園、楽山風致公園、総合運動公園、田原の滝公園 など

注) \* 景観重要公園の指定は、都市公園法による都市公園が対象となります。

### ③整備に関する事項

指定された景観重要公共施設については、公共施設管理者と協議を図り、次の考え方および「山梨県公共事業における景観ガイドライン（案）」に基づき、景観に配慮した施設整備に努めます。

また、本市は、市のイメージカラー「つるグリーン」を定め、公共サインの色彩統一を図っています。今後は、本計画の策定と併せ、行政が率先し景観に配慮した施設整備を推進するため、「（仮称）都留市公共施設デザインガイドライン」や「都留市サイン整備計画」などの策定を検討します。

#### ■景観重要公共施設の整備方針(案)

区 分	整備方針(案)
景観重要河川	<ul style="list-style-type: none"><li>● 環境や景観に配慮した河川構造物の整備（護岸、水制工、河川占用物など）</li><li>● 地域特性を考慮した緑の連続性の創出、河川の環境美化、維持管理</li><li>● 眺望スポット、親水空間の確保</li><li>● 河川の水質や動植物の生息環境の維持・保全</li><li>● 景観に配慮した公共サインの設置</li><li>● 水質汚染、ごみの不法投棄など景観阻害要因の改善</li></ul>
景観重要道路	<ul style="list-style-type: none"><li>● 良好な自然景観、眺望景観、まちなみ景観などに配慮した道路の整備（歩行空間、交通安全施設、舗装、街灯、擁壁・法面、排水施設等の構造物など）</li><li>● 地域特性を考慮した緑の連続性の創出、道路の環境美化、維持管理</li><li>● 景観に配慮した統一感のある公共サインや標識の設置</li><li>● 補修・改修時の景観阻害要因の改善</li></ul>
景観重要公園	<ul style="list-style-type: none"><li>● 良好な眺望を活かした公園の整備</li><li>● 地域特性を考慮した特色ある施設整備や緑化、環境美化、維持管理</li><li>● 周辺との景観的な調和と統一感のある公園施設やサインの整備</li></ul>

### (3)屋外広告物の表示・設置等に関する事項

【屋外広告物の表示・設置等の制限に関する事項(法第8条第2項第4号イ関係)】

#### ①基本的事項

屋外広告物は、市民や来訪者に多くの情報を提供するだけでなく、その形態意匠や設置位置などがまちなみや地域景観に与える影響が大きいことから、良好な景観形成に向けた適正な規制・誘導が求められます。

現在、本市では、屋外広告物の表示または掲出物件の設置に関する行為については、「山梨県屋外広告物条例」に基づき一定の規制（許可申請）が行われています。

当面は、県条例の周知と適切な運用により、屋外広告物等の規制・誘導を図りますが、将来的には、本計画および屋外広告物法に基づく、市独自の「(仮称)都留市屋外広告物条例」の制定を検討し、これに基づく、本市の実情に即したよりきめの細かい規制・誘導をめざします。

#### ②屋外広告物の表示・設置等の制限に関する事項

今後、本市独自の規制・誘導に向け、景観まちづくりの観点から、屋外広告物の表示または掲出物件の設置に関する基本的な考え方を次のとおり定めます。

##### ■基本的な考え方

- 屋外広告物等の表示または掲出物件の設置に際しては、良好な景観の維持・保全を図る必要性の高いところや、衆目に触れることの多い場所周辺においては、著しく周辺景観になじまないもの、突出し目立つものとならないよう、周辺景観に十分配慮します。

##### ■屋外広告物設置基準の考え方

項目	設置基準の考え方
位置・形状・規模・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>●景観重要公共施設や景観重要建築物、景観重要樹木、良好な眺望場所の周辺など、景観の維持保全を図る必要性が高いところでは、当該施設が象徴する地域イメージを損ねないように、掲出位置に配慮する。</li> <li>●必要最小限の大きさ、設置個数にとどめるとともに、道路等の快適な見通しの確保、良好な自然景観や里山集落景観との調和に配慮する。</li> <li>●主要な幹線道路沿いに、幟や旗などの一時的な広告やサインを連続的に設置しない。やむを得ず設置する場合は、必要最小限の設置個数にとどめる。</li> <li>●広告看板の文字は、不必要に大きなものは使用しない。</li> <li>●幹線道路やIC、主要幹線道路交差点付近に設置する看板類は、コンパクトに集約化し、大きさや向きを揃えるなどまとまり感や整序感に配慮する。</li> <li>●放置された老朽看板は、撤去に努める。</li> </ul>
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>●基調となる色は、周辺の景観に配慮した色彩を用い、けばけばしくならないよう努める。</li> <li>●安全上の理由など、やむを得ない場合を除き、蛍光色や反射材の類は使用しない。</li> </ul>
素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>●周辺の良好な景観と調和する素材の使用や表面処理に努める。</li> <li>●耐久性に優れ、維持管理が容易な素材を用いるよう努める。</li> </ul>
照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>●照明機器は、必要最小限とするよう努める。</li> <li>●照明機器を設置する場合は、使用する光の色や方向、量などに十分留意し、周辺の良好な景観との調和を乱さないようにする。</li> <li>●ネオン管など光源が露出した素材は使用しない。</li> </ul>

## (4) 農の景観の保全・活用に関する事項

【景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的事項(法第 55 条関係)】

### ① 基本的事項

十日市場・夏狩湧水群をはじめとした特色ある農の景観や、山間・山麓地域に分布する農と里山の景観は、地域の営みの中で育まれ、風土や固有の文化を象徴するふるさとの原風景となる大切な景観といえます。

一方、農山村地域の過疎化、農地や農業従事者の減少、遊休農地の増加などが進行し、農業の活力の低下とともに、農村集落の維持や農の景観の魅力が失われつつあることが懸念されています。

良好な農村里山の景観を維持・保全し、地域農業の活性化を図るため、「都留市農業振興地域整備計画」や「水田フル活用ビジョン」等との整合を図りつつ、次に示すような「景観農業振興地域整備計画」の策定を検討します。



・十日市場・夏狩周辺の水掛菜の農の風景

### ■「景観農業振興地域整備計画」の概要

「景観農業振興地域整備計画」とは、美しい田園景観や農山村景観の保全・創出と景観と調和のとれた良好な営農条件を確保するため、一定の区域を対象に、地域の特徴ある景観に配慮した土地利用のあり方や、農用地・農業用施設などの整備・保全の方向、具体的な事業・活動について定めるものです。

農振法に基づく「農業振興地域整備計画」とは別の計画として、市町村が作成することができるものとしており、計画策定にあたっては、「農業振興地域整備計画」や「中山間地域総合整備事業」等との整合を図る必要があります。

#### <計画づくりの動機>

- 湧水に育まれた固有の農の景観を守りたい
- 山間部の里山や農村景観を守りたい
- 遊休農地や耕作放棄地を解消したい
- 農山村交流を活性化させたい
- 景観に配慮したほ場整備や農道整備をしたい など

#### 「景観農業振興地域整備計画」の策定

##### <計画に定める事項>

- 景観農業振興地域整備計画の区域
- 景観と調和のとれた農業上の土地利用に関する事項
- 農用地の保全・農業用施設の整備に関する事項

計画に基づく取り組みの推進

## ②計画で定める事項

### 景観農業振興地域の区域

計画の対象区域は、農業振興地域内のうち、農村景観の保全・創出、良好な営農条件を確保するために、景観的な施策を講ずることが望まれる次のような区域について定めます。

#### ■区域の設定基準

- 良好な農の景観を形成している一団の農地で、今後とも保全・継承が求められる区域
- 農地と里山、集落地が一体となって特徴的な景観を形成している農山村地域
- グリーンツーリズムや体験農園など、農を通じて都市住民との交流の推進を図る地域
- 農の景観と調和する農業生産基盤整備の推進を図る地域
- 遊休農地が増加し、その利活用が求められる地域 など

### 景観と調和した農地の利用に関する事項

景観農業振興整備計画区域内の農用地、農業用施設等について、景観を維持した農地の維持管理や遊休農地の有効活用、景観作物の共同栽培など、地域景観に配慮した農地の利用のあり方について定めます。

### 農業生産基盤の整備、開発、保全に関する事項

農業生産基盤の整備、開発、保全に際して、景観形成上留意すべき次の事項を具体的に定めます。

#### ■計画に定めるべき事項

- 農業生産基盤の整備および開発に関する事項（農振法第8条第2項第2号）
  - ・ 景観に配慮した農道や用水路の整備、景観上必要な整備に関する事項や基準など
- 農用地等の保全に関する事項（農振法第8条第2項第2号の2）
  - ・ 遊休農地に対する基盤整備や有効活用に関する事項など
- 農業の近代化のための施設の整備に関する事項（農振法第8条第2項第4号）
  - ・ 農業近代化施設に対する配置、形態、色彩、その他意匠に関する基準など

## 2. 都留市で定める事項

本市では、固有の景観資源の質的向上を図るため、前述の景観法で定める事項のほかに、次の事項を定め、景観資源等の保全と質的な向上および景観まちづくりへの活用を図ります。

なお、これらの事項を定める際は、「都留市都市計画審議会」の意見を聴くものとします。

### (1) 歴史的景観の保全・活用に関する事項

#### ① 基本的な考え方

本市は、郡内唯一の城下町として、城山の城跡や城下町の町割り、野面積みの石垣、水路、社寺の集積などの景観資源を見ることができます。また、国道 139 号は「富士道」と言われる信仰の道であり、本市には、古くから政治・経済の中心として周辺都市を結んできた多くの古道・旧道が残されています。

一方、由緒ある歴史的遺構やまちなみは、谷村大火により殆ど消失してしまい、明確な形で残されているものは少なくなっていますが、歴史的風土の継承は市民の心の拠り所ともなっています。

これらの城下町の歴史的景観は、後世に受け継ぐ本市の大切な歴史資産として、資源の保全と歴史的付加価値の創出に向け、次のような取り組みを推進します。

#### ② 取り組みの方向性

##### 歴史的景観保全の指針の検討

本市の歴史的景観を守り・育むため、「(仮称) 都留市歴史的景観保全の指針」の作成を検討します。この指針で示す基本的な考え方を踏まえ、地域のまちづくりと連携した、歴史的景観の保全と活用を図っていきます。

##### ■ 歴史的景観保全の指針で定める事項(案)

- 歴史的景観保全に向けた基本方針
- 対象地域の選定(景観形成重点地区との連携)
- 歴史的景観保全の指針
- 歴史的景観への配慮を要する事項
- 歴史的景観保全条例について など

##### ■ 対象となる歴史的景観(例)

- 城下町の歴史的景観資源(谷村地区の城下町の町割り、谷村城跡、史跡・文化財、歴史的建造物、小径、寺町と鎮守の森、野面積みの石垣、水路、烽火台の遺構、八朔祭り・お茶壺道中等の祭事・伝統行事など)
- 城山周辺(勝山城跡、石垣・土塁、堀、斜面樹林と里山、桜や桂川の景観、眺望など)
- 眺望景観(城下町と国道 139 号の延長線上に遠望する富士の眺望、城山からの富士と城下町の俯瞰、その他良好な眺望)
- 信仰の道と街道文化(富士道、その他古道・旧道、富士講参詣と庶民信仰、塚・祠、道祖神、甲斐絹等の伝統産業など)
- 自然景観・里山景観(市街地後背の里山・樹林、鎮守の森、屋敷林、小川、水路など)

## 歴史文化景観軸の形成

### ■良好な沿道まちなみ景観の誘導

富士道（国道 139 号）は、安全な歩行空間の確保や沿道まちなみ景観の整序が課題となっています。また、谷村地区中心商店街のにぎわい・魅力あるまちなみ景観の創出など、本市の顔となる骨格的な景観軸の改善および修景整備を図ることが必要です。

そのため、「景観形成重点地区」の指定、助成制度などについて検討し、適切な規制・誘導方策の導入や支援を検討します。

### ■公共空間の景観整備とルートづくり

富士道（国道 139 号）および寺町通りに連担する公共空間については、歴史文化景観軸にふさわしい高質な空間を形成する必要があります。そのため、前述した景観重要公共施設の指定等により、景観形成を推進します。

また、歴史的風土を楽しみながら歩き・回遊する小径づくりやフットパス、駅等からのアクセスルートの整備を進め、城下町や信仰の道の歴史文化を辿る景観軸の魅力の向上に努めます。

### ■市民・事業者・行政の協働による体制づくり

谷村地区では、これまでウォーキングトレイル事業により、まちなみの修景や歩行空間の整備を推進してきました。中心市街地においては、地域住民とともに商店街活性化や空き家対策、安全な歩行空間の確保等の検討を進めてきていますが、今後もそれらを継続するとともに、景観まちづくりの視点から、市民・事業者・行政が、景観まちづくりについて連携し、協働する体制づくりに取り組んでいきます。

## 地域活動や観光・交流施策と連携した歴史的景観の形成

本計画の策定に際しては、計画立案の初期の段階から「景観まちづくり市民懇談会」を立ち上げ、検討を進めてきました。また、谷村地区では、谷村地域協働のまちづくり推進会による「谷村八景」づくりや、つる城下町テイスト再生プロジェクト研究会の活動、城下町体感ツアーやまち歩きなど、地域住民が主体となった様々な取り組みが進められています。八朔祭り等の祭事は、市民や多くの観光客が一体となって、地域の魅力に触れ、郷土の歴史文化を体感する一大風物詩となっています。

景観形成は、このような活動と連携を図りながら取り組みを進めることが重要であり、効果的です。そのため、このような活動を継続し、市民意識の醸成を図りつつ景観形成の実績を積み重ね、景観のルールづくりや地域振興にも寄与する取り組みを推進していきます。

### ■地域活動や観光・交流施策と連携した歴史的景観の形成(案)

- 景観形成重点地区の指定、景観形成基準に基づく行為の制限等による景観まちづくりの推進
- 富士の麓の小さな城下町事業の充実、まちなみ修景ガイドラインの策定とまちなみ修景事業の実施
- 風致地区、緑地保全地域制度等を活用した城山周辺の樹林・里山の維持・保全、歴史公園化の検討
- 「農山漁村地域力発掘モデル事業」（農林水産省）等の活用による郷土景観の維持・保全
- 城下町のまちなみ景観形成に向けた景観協定締結の検討
- 統一した屋号サイン等による街道景観の創出、水路・湧水・鎮守の森と寺町通りの一体的な修景整備
- 空き家・古民家等の有効活用（ゲストハウス、民泊、縁側カフェ、交流スペース等）
- 駅の顔づくりと駅からハイキング・フットパスの充実、駐車場の確保、休憩スポット・トイレの整備
- ミュージアム都留など文化交流施設を活用した意識啓発、郷土教育や情報交流の充実
- 人材交流とおもてなしの体制づくり（地域活動と大学等との連携強化、参加型祭りの充実、地域の祭り・伝統行事や食文化等を活用したツーリズム、ツアーやウォークラリー、インバウンド観光等の交流機会の充実、城下町・寺町巡りフットパスの充実、効果的な情報発信）
- 歴史的景観ガイドブックの作成、歴史散歩マップの作成、ボランティアガイドの育成 など

## (2) 文化的景観の保全・活用に関する事項

### ① 基本的な考え方

「文化的景観」とは文化財保護法に基づき、棚田や里山などのように、地域における人々の生活または生業および当該地域の風土により形成された景観地で、国民の生活または生業の理解のため欠くことのできないものを保護するために制定されたものです。制度の趣旨から、本市では、次のような景観が文化財保護法第2条第1項第5号に掲げる「文化的景観」の候補として挙げることができます。

今後、本市の文化的景観については、市民意見や「都留市都市計画審議会」の意見を聴くとともに、必要に応じて選定委員会を設置し、選定を行います。

#### ■ 都留市文化的景観の候補地(案)

##### ■ 十日市場・夏狩湧水群周辺の「名水の里」と農村集落景観

十日市場・夏狩湧水群一帯は、平成の名水百選に選定された「名水の里」であり、溶岩造形の特徴的な地形と富士の湧水・水源地、特産物である水掛菜やわさびの栽培風景、さらには寛永時代から続く「定式」による水路等の保全活動は、固有の風土と先人たちの営みが融合し培ってきた本市が誇る文化的景観といえます。

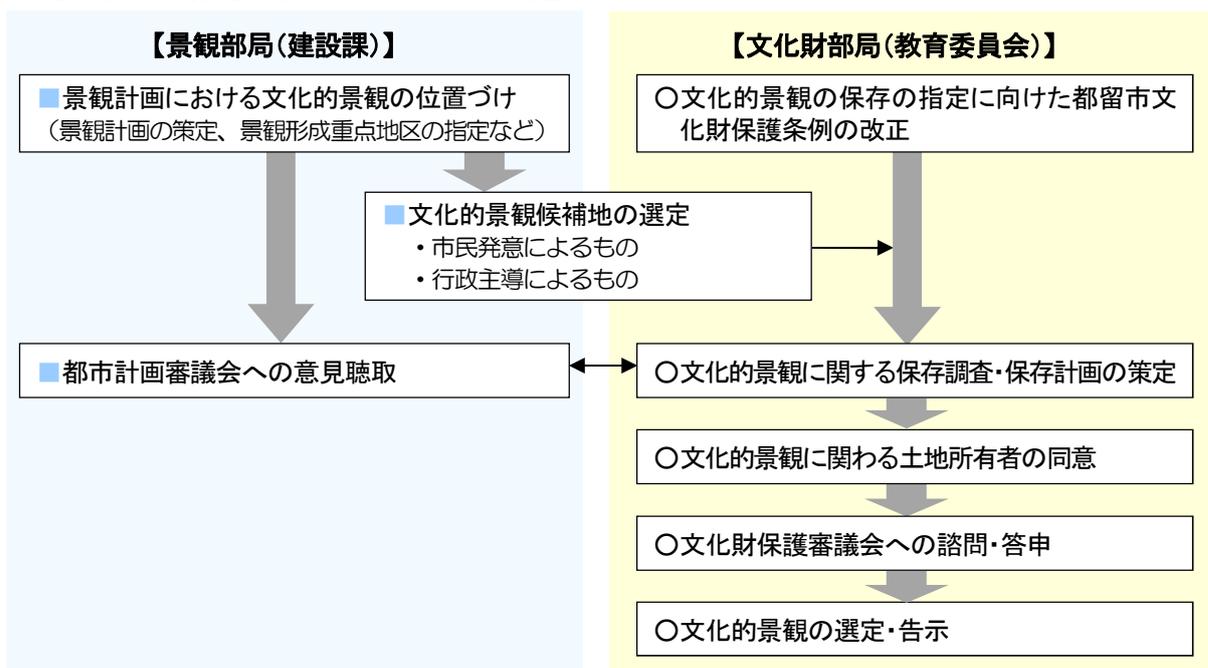
##### ■ 「水のまち」を標榜する水に育まれた文化を継承する景観

近代文化遺産である落合水路橋や川茂発電所、ピーヤと呼ばれ親しまれる水路橋は、豊かな清流を象徴する本市を代表する産業遺構です。また、古くから開削された堰や用水、湧水が巡る水路の景観と甲斐絹織物等の伝統産業、まちなかの小水力発電施設と水車のまわる景観は、先人達の知恵に培われ、暮らしとともに水に育まれた文化を今なお引き継ぐ文化的景観といえます。

### ② 取り組みの方向性

貴重な文化的景観を次代に継承するため、文化財保護法に基づく文化的景観の保護制度\*を活用し、選定に向けた取り組みを検討します。

#### ■ 「都留市文化財保護条例」に基づく文化的景観選定の流れ



注) \*文化財保護法(第134条第1項)では、文部科学大臣は、都道府県または市町村の申出に基づき、都道府県または市町村が選定した文化的景観の中から、特に重要なものを「重要文化的景観」に選定し、景観保存の取り組みを支援する仕組みとなっています。

### (3)眺望景観の保全・活用に関する事項

#### ①基本的な考え方

山稜と谷筋が複雑に入り組む変化に富む地形は、眺望が幾重にも重なる特徴的な景観を生み出しています。この優れた眺望は、本市を代表する景観資源であり、市民や観光客など多くの人々の心を惹きつける重要な観光資源でもあります。

本市は、市域を囲む山々のうち景観が優れた21座を「都留市二十一秀峰」として定め、内外に広く発信しています。山々の眺望を含め、市内の良好な眺望景観を維持・保全し、その印象と魅力をさらに高め、積極的に景観まちづくりや観光に活かしていくため、次のような取り組みを推進します。

#### ②取り組みの方向性

##### 優れた眺望場所の抽出・選定

市民や観光客などからの公募、市民参加イベント等を活用し、市内の優れた眺望場所を抽出し、選定委員会などにより「都留市の良好な眺望場所（ビューポイント）」を選定します。

選定した眺望場所については、眺望景観マップ等を作成し、積極的なPRに努めます。

##### ■選定基準(案)

- 本市を代表する優れた眺望場所であること
- 都留市らしい固有の眺望景観が得られること
- 道路、公園、公共施設、河川沿いなど、市民や来訪者が容易にアクセスできること など

##### 眺望景観の保全・活用指針の検討

選定したそれぞれの眺望場所については、眺望景観の現状や周辺の状況を踏まえ、必要に応じて次に示すような「眺望景観の保全・活用指針」の作成を検討します。また、指針に基づき、必要に応じて次に示す取り組みを検討します。

##### ■指針の概要

- 場所ごとの眺望景観の保全・活用方針
- 眺望景観保全区域の設定
- 眺望場所の保全・活用に関する事項
- 眺望景観保全区域における建築物等の行為の制限に関する事項 など



##### ■保全・活用事業(案)

- 眺望場所の整備  
(眺望広場、休憩スポット、滞留空間の整備、サインの設置、アクセスルートの整備など)
- 景観を阻害している要因の改善  
(景観支障樹木の伐採と維持管理、電柱・電線・鉄塔類、広告・看板類等の改善など)
- 良好な眺望景観に対する周辺の景観コントロールの推進  
(行為の制限事項に基づく建築物等の適切な誘導、緑の連続性の確保など)
- 良好な眺望景観を活かした観光活性化  
(眺望を活かした散策ルート、フットパスづくり、観光PR・情報発信、活性化イベントの充実など)

#### (4) その他の効果的な取り組み

景観形成上の課題については、全てを景観法で対応することは困難です。そのため、景観まちづくりの様々な課題や目標の早期実現に向けては、多様な手法を複合的に活用することが重要であり、次のような取り組みを検討していきます。

##### その他の法制度の効果的な活用

都市計画法は、土地利用の制限など、まちづくりにおいて基盤となる制度であるとともに、景観形成においても重要な役割を担っています。

宅地化進む市街地縁辺部等においては、都市計画法に基づく開発許可制度との連携を図り、地域景観と調和した土地利用誘導や、地形改変等の行為についての適切な指導を図っていきます。河川や道路の整備、快適な歩行者ネットワークの形成などは、景観法の活用と併せ、都市計画法との連携により、効果的な取り組みを検討します。また、景観計画の策定および景観条例の制定と併せて、地区の実情に応じた土地利用や建物の用途規制、幅広いルール設定が可能となる地区計画や建築協定等の制度の運用を図るなど、景観法と都市計画法の両輪による効果的な景観まちづくりに取り組んでいきます。

本市の景観の特徴である市街地に近接するまとまった樹林や里山等については、森林法に基づく「都留市森林整備計画」等との連携を強化し、保全・活用に努めます。また、本市固有の歴史文化的資源については、文化財保護法等との連携により、保全・活用を検討していきます。



## 第5章

### 計画の推進に向けて

---

## 第5章 計画の推進に向けて

### 1. 協働による景観まちづくりの推進

市民、事業者、行政など、  
多様な人々の協働による「景観まちづくり」を推進します。

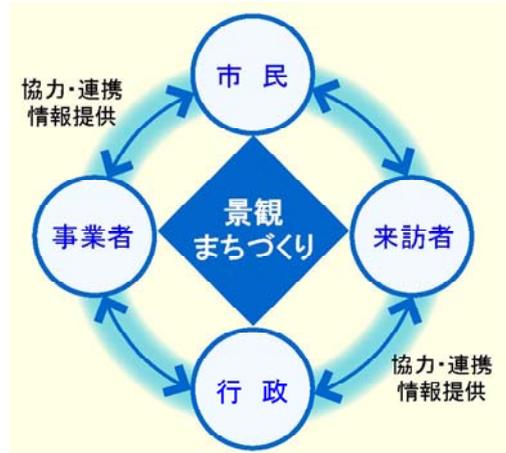
本市は、「都留市自治基本条例」の理念のもと、自助・共助・公助の考え方を基本とする、協働のまちづくりに取り組んでいます。

良好な景観を守り、育むためには、市民、事業者、行政をはじめ、観光客等の来訪者など、多様な人々の理解と協力がなければ実現できません。

一人ひとりが、本市の景観の価値や魅力を再認識し、本計画の基本理念や目標を共有したうえで、お互いの役割を理解し、できるところから一歩一歩着実に進めていくことが必要です。

そのため、本市の景観まちづくりは、多様な主体相互のパートナーシップを重視した、協働による景観まちづくりを基に推進していきます。

#### ■協働による景観まちづくりのイメージ



#### ■市民、事業者、来訪者、行政の役割

##### ●市民

市民は、景観形成の主役です。市民一人ひとりの景観への関心や理解を深め、住んでいる地域の景観を「より良くしていこう」とする意識を持ち、自らできることに自発的に取り組み、積極的な景観まちづくり活動を実践していきます。

##### ●事業者

建設に係わる事業者をはじめ、観光、農林水産業、商業、工業等に係わる事業者は、事業活動を通して景観形成に関与していることを意識し、その役割を理解し、先導的に取り組むなど、景観まちづくりへの関わりや協力を行っていきます。

##### ●来訪者

観光客をはじめ、様々な目的により本市を訪れる来訪者は、マナーを守り、本市の景観まちづくりの考え方や取り組みについて理解し、景観まちづくりへの協力を行っていきます。

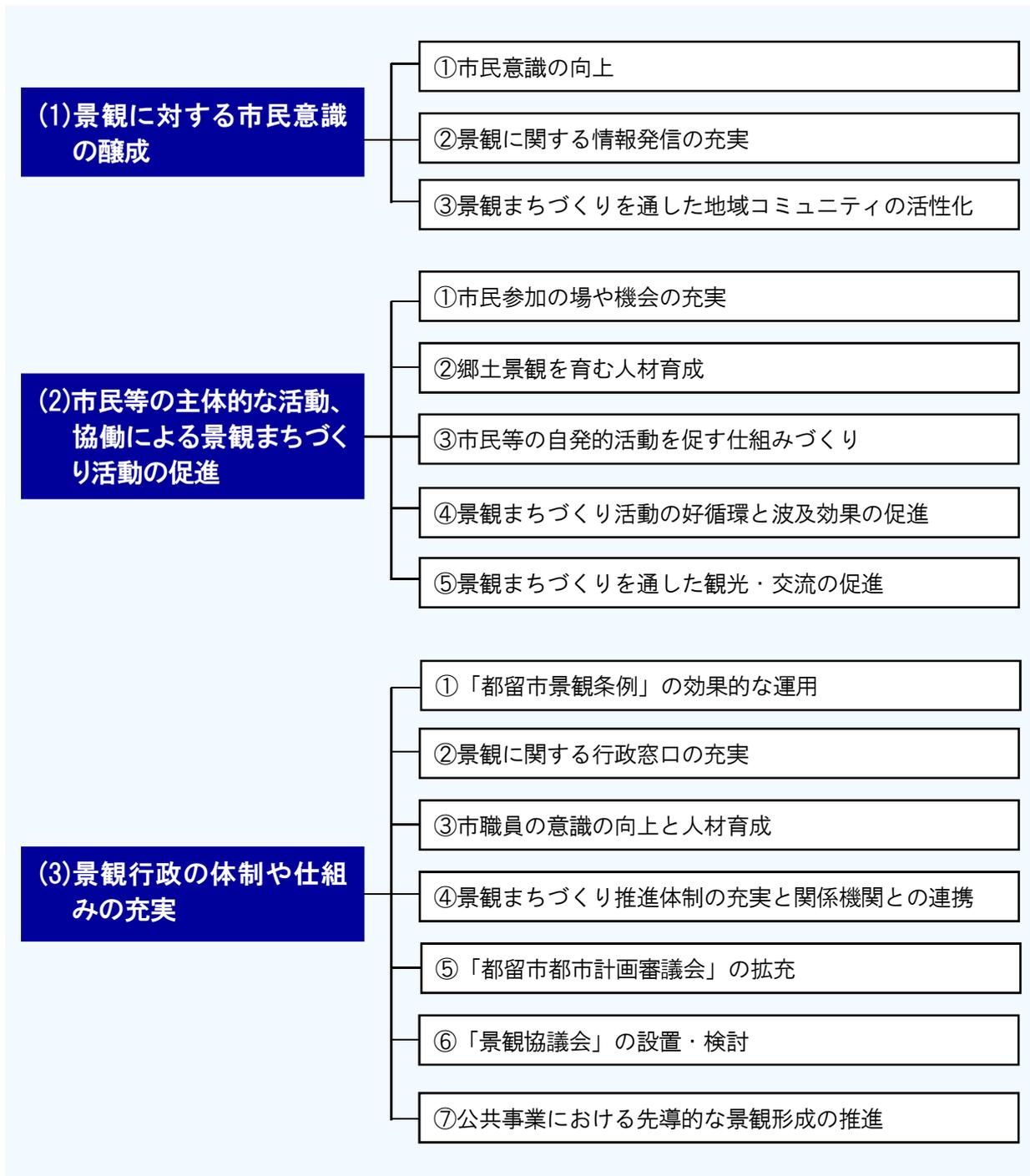
##### ●行政

本計画に基づき、景観に関わる啓発活動や情報提供、市民の景観形成活動に対する支援、行政の推進体制の充実、各種景観形成事業の実施など、景観行政として先導的な役割を果たし、景観まちづくりを推進します。

## 2. 景観計画の推進に向けた施策

「都留市景観計画」の推進に向け、次のような施策の取り組みを図ります。

### ■景観計画の推進に向けた施策の体系



## (1) 景観に対する市民意識の醸成

### ① 市民意識の向上

景観まちづくりの第一歩は、景観について関心を持つことです。暮らしの中で、地域の景観に気づき、関心をもって多くの人と話し合い、共感するところから始まり、共通の価値観により地域景観を守り・育む活動へと気運を高めていくことが重要となります。

市民をはじめ事業者や来訪者など、人々の景観に関する理解と関心を高めていくため、景観に対する共通認識や愛着を育む次のような啓発活動を促進し、市民意識の向上に努めていきます。

#### ■ 市民意識を高める主な取り組み(案)

- 地域の潜在的な景観資源の掘り起こし、魅力資源の共有化
- 地域景観に親しみ・学ぶ機会の充実、景観まちづくりに関するシンポジウム・講演会、景観講座等の開催
- 地域的美観意識の向上、清掃・美化活動、ごみ対策等の促進
- 湧水や水路、河川等の水質の維持・管理、洗い場・水汲み場等の暮らしに身近な水資源の維持・保全
- 地域特性を尊重した景観への意識・配慮の醸成、地域・場所に応じた住民のルールづくり

### ② 景観に関する情報発信の充実

市民意識の醸成や主体的な活動を促すためには、都留市の景観に関して、どんな資源がどこにあり、どんな人たちが活動しているのか、多様な情報を発信することが重要となります。

本市の景観に関する様々な情報を、市民、事業者、来訪者など誰もが気軽に入手できるよう、公共施設や観光交流拠点、市のホームページやパンフレットなどを活用し、次のような景観に関する情報発信を充実します。

#### ■ 情報発信の充実(案)

- 「都留市景観計画」のPR用パンフレットの作成、市ホームページの充実
- 景観資源の周知に向けたサイン、パンフレット、マップ、イメージ写真等による効果的な情報発信の充実
- 都留市フィルムコミッションの活用、景観を活用したインバウンド誘客・「つる観光」の促進
- インターネット・SNSの有効活用、都留市情報発信サイトの創設(つる情報ネット、都留市版ウキペディア等)

### ③ 景観まちづくりを通じた地域コミュニティの活性化

本市は、少子高齢化の進行等による、地域コミュニティ衰退の懸念も課題の一つとなっています。子どもたちから高齢者、地域住民から事業者など多種多様な人が集い、景観まちづくりを通して地域に親しみ、ともに活動することは、地域コミュニティを見直すことにもつながります。そのため、景観まちづくりの活動を、地域コミュニティの再生・活性化の契機として活かしていきます。

## (2) 市民等の主体的な活動、協働による景観まちづくり活動の促進

### ① 市民参加の場や機会の充実

都留市では、協働のまちづくり推進会の活動をはじめ、市民活動の場が少しずつ広がりつつあります。

市民の主体的な景観まちづくりを促進するため、景観まちづくり市民懇談会におけるワークショップや地区ごとの住民組織など、多様な市民活動が景観まちづくりに関して意見や情報を交換できる、市民参加の場や機会の充実に努めます。



・景観まちづくり市民懇談会によるワークショップ

### ■市民参加の場や機会の充実(案)

- 景観まちづくり市民懇談会の継続、活動の場の充実、地域における協働のまちづくり推進会活動の充実
- 市民主体のまち歩きイベントや景観体験イベント等の主体的な活動につながる機会や場の創出
- 景観まちづくり活動団体の認定・登録制度の検討(景観条例に基づく制度の創設)
- 景観サポーター登録制度の検討(景観に関する知識やノウハウを持つ市民等の登用、景観形成への提案等)

## ②郷土景観を育む人材育成

まちづくりは人づくりとも言われ、市民の自発的な景観まちづくり活動を促進するためには、地域への愛着や誇りをもち、景観に関する高い意識や熱意をもった人材が必要です。

地域には、郷土の歴史文化や地域を熟知する達人、祭りや伝統文化、食文化を継承する達人、まち歩きや水守、花植えの達人など、景観まちづくりに関わる多様な人材が活動しています。

こうした身近な人材の発掘と活用により、地域リーダーや地域の魅力を伝えるまちの案内人(コンシェルジュ)、観光ボランティアなど、景観まちづくりを牽引する人材の育成に努めます。

また、次代を担う子どもたちの景観への関心や理解を深めていくため、総合学習や余暇活動を活用した郷土教育、体験や気づきを与える機会の促進に努めます。

### ■郷土景観を育む人材育成の充実(案)

- 「地元学」を通じた人材育成の促進、都留市ボランティアセンターを活用したボランティアガイド等の育成
- 大学等と連携した景観研究や郷土教育(歴史探訪、自然観察、地学教育等)、景観まちづくり活動の充実
- 緑の少年隊等やふるさと探検隊等の活動促進、小・中学校の総合学習と連携した郷土教育、まち歩きや環境美化活動、余暇活動等を通じた景観形成を担う子どもたちの育成
- 祭り・伝統行事を継承する担い手の育成、景観まちづくりを牽引する地域リーダーの育成
- 「景観まちづくり教育」(景観まちづくり学習助成事業—国土交通省・都市文化振興財団)の活用検討

## ③市民等の自発的活動を促す仕組みづくり

市では、湧水を守り水環境を活かす活動や城下町の歴史文化を受け継ぐ活動、豊かな自然に触れあい・学び・守る活動、また、身近な美化清掃活動など景観形成に関わる様々な活動が行われています。

地域住民をはじめとした活動やボランティア団体、NPO法人、教育関係者や学生、事業者等は、景観まちづくりに対して大きな役割を担うことが期待されています。こうした主体による自発的な景観形成活動を促すため、次のような仕組みづくりを推進します。



・湧水池・バイカモ(梅花藻)の保全活動

### ■市民等の自主的活動を促す主な仕組み(案)

- 公共施設の計画づくりへの市民参加の促進、緑や水環境など市民・事業者等と連携した維持・管理の促進、公共施設の維持・管理に向けたアダプトプログラム(里親制度)の活用
- 既存の市民委員会制度の活用、「ふるさと普請制度」を活用した景観まちづくり活動に関する助成制度の検討
- 環境美化活動や花壇設置など、良好な景観形成に関する助成制度の充実
- 景観に関する行政窓口の設置検討(景観計画や景観条例、市内の景観まちづくり活動や支援に関すること等)
- 「景観顕彰制度」の導入検討、「都留市景観百選」、景観コンクール等の検討(公募による選定、観光PRなど)
- 山梨県景観アドバイザー制度の活用

#### ④景観まちづくり活動の好循環と波及効果の促進

「景観は百年の計」とも言われます。本計画に掲げた景観施策は、息の長い取り組みが必要となります。一方、本市はこれまでも市民を主体とした様々な活動が行われており、今後もこれら既存の活動が継続し、これらが連携しつつ本市の景観形成を牽引していくことが効果的であり、必要不可欠でもあります。

そのため、これらの活動の充実と連携を図り、景観まちづくり活動の波及効果に結びついていく、次のような取り組みを検討していきます。

##### ■景観まちづくり活動の好循環と波及効果(案)

- 地域ごとの魅力資源を結ぶフットパスづくり、景観ツアーの創出
- 「地区八景」の取り組み検討、地域の協働による景観まちづくりの促進
- 8つの駅が連携したローカル線駅の景観形成(「駅八景」、つる8駅ガイドマップづくり等)
- 地域活動の相互交流・情報交流の充実、都留市まちづくり市民活動支援センターを核とした活動拠点の創出
- 既存の市民活動や事業者、都留文科大学などとの連携による景観まちづくり活動の促進(都留文科大学の地域交流研究センターやフィールドノートの活用等)

#### ⑤景観まちづくりを通じた観光・交流の促進

本市は、道の駅つるやリニア見学センター、登山やスポーツレクリエーション、八朔祭りなど、年間を通じて様々な観光・交流イベントが行われ、多くの観光客が訪れています。

今後も、こうした観光・交流イベントに加え、湧水群や歴史文化の体感ツアー、農業体験、森林環境学習、グリーンツーリズム、エコツーリズムなど、本市の景観の魅力を最大限に生かした観光・交流の促進を図ります。

また、交流活動を通じて景観まちづくりへの理解と協力を促すとともに、景観まちづくり活動が地域振興と結びつき、好循環を生み出すような取り組みを展開していきます。



・環境教育イベント(鹿留子どもふれあいの森)

### (3)景観行政の体制や仕組みの充実

#### ①「都留市景観条例」の効果的な運用

都留市景観計画に掲げる景観施策を総合的に推進していくため、「都留市景観条例」の適切な運用を図り、必要が生じた場合は適切な見直しを検討します。

また、土地利用や環境保全など関連する条例や要綱と連携を図り、効果的な運用を図ります。

#### ②景観に関する行政窓口の充実

景観に関する相談や情報提供、届出・審査の事務処理など、市民や事業者等に対する行政窓口としての役割を担う担当部署や窓口機能の充実を図ります。

#### ③市職員の意識の向上と人材育成

協働による景観形成事業や活動の機会が増えることに伴い、景観行政を担う市職員には、協働の主体間の調整や指導を行う能力が必要となります。

そのため、市職員の意識を高め、専門的な知識や技術の取得、適切な人材の確保を図るため、職員研修や学習機会の充実、地域の景観まちづくりに対する職員の参加などを推進します。

#### ④景観まちづくり推進体制の充実と関係機関との連携

本計画を効果的・効率的に推進するには、都市計画、建築、環境、農政、文化財、商工観光など、様々な行政分野が連携した総合的・一体的な施策の展開が重要となります。

そのため、景観計画に基づき、横断的かつ柔軟に景観行政に取り組むことができるよう、景観づくり庁内検討会を中心に、景観に関する連絡・協議・調整を行うなど、推進体制の充実に努めます。

また、河川や緑など、景観は市域を超えて連続していることから、隣接する市町村や山梨県・国、その他の関係行政機関との円滑な協議・連携のもと、景観まちづくりを促進していきます。

#### ⑤「都留市都市計画審議会」の拡充

景観まちづくりを推進していくにあたっては、用途地域をはじめとした各種都市計画制度との整合や連携を図っていくことが必要です。この都市計画の指定や変更は、有識者、市議会議員、関係機関・団体代表などにより構成された「都留市都市計画審議会」において審議を行っています。

本計画策定後は、「都留市都市計画審議会」において、景観に関する有識者を追加するなど組織の拡充を図ったうえで、景観計画の策定及び変更、景観条例の変更、景観重要建造物・樹木や景観重要公共施設の指定、景観形成推進ゾーンの指定、建築物等の行為に関する勧告や命令など、本市の景観行政に関わる事項について総合的・効果的な審議を行っていきます。

#### ⑥「景観協議会」の設置・検討

「景観協議会」は、地域の景観についての課題を解決しようとする際に、地域住民及び行政など多様な関係者が一同に会して協議する組織として位置づけられます。

本市では、今後、必要に応じて、公共施設管理者をはじめ、公益事業者（鉄道、バス、電気等）、市民活動団体、各種関係団体（商工会、観光団体、農業団体等）などで構成される「景観協議会」の設置を検討します。

#### ⑦公共事業における先導的な景観形成の推進

公共建築物や道路、公園、河川等の公共施設は、地域の景観に大きな影響を及ぼすだけでなく、良好な景観を先導する役割を果たしています。

山梨県では、公共事業の実施にあたり、本県の優れた自然・歴史・文化的な景観を保全し、個性豊かで魅力ある景観を創造するため、「山梨県公共事業における景観ガイドライン（案）」を平成30年3月に策定しました。

本市においても、庁内での「山梨県公共事業における景観ガイドライン（案）」の周知徹底を図り、ガイドラインに基づき、公共事業における先導的な景観形成を推進します。

### 3. 景観まちづくりの実現に向けて

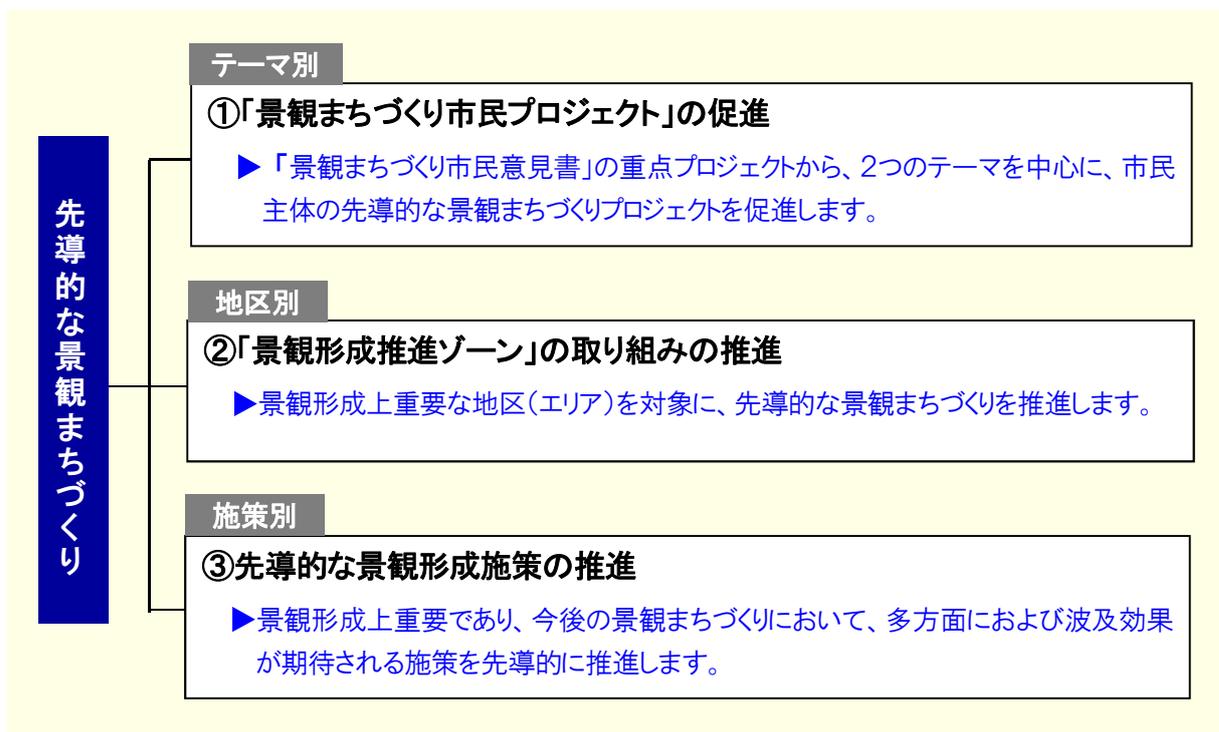
#### (1) 先導的な景観まちづくりの推進

##### ■先導的な景観まちづくりの考え方

本計画における景観まちづくり施策は多岐に渡っており、本格的に景観行政が動き出すまでには一定の期間を擁し、様々な試行錯誤を伴うことが予想されます。

そのため、景観行政の始動期において、取り組みの成果が目に見える形にしていけるよう、景観形成上の重要なテーマや地区、施策を絞り込み、先導的な取り組みを推進します。

##### ■先導的な景観まちづくり



#### ①「景観まちづくり市民プロジェクト」の促進

本計画の策定に際しては、都留市景観まちづくり市民懇談会による「景観まちづくり市民意見書」が提出されました。このなかで、今後の景観まちづくりを牽引する、市民を主体とした取り組みとして2つの「市民プロジェクト（先導的な取り組み）」が示されています。

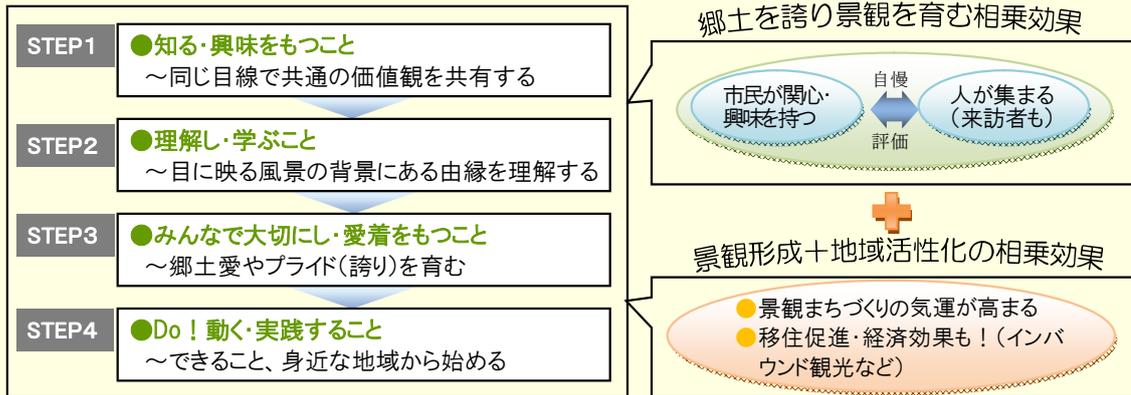
本市では、この市民意見を協働による景観まちづくりの好機として受け止め、実現に向けて取り組んでいきます。

考え方

- 都留市の景観の価値を、住んでいる市民が知らない・伝わっていない。気づく・気づかせる取り組みが必要
- まずは、景観について多くの人との共感を得られること、その共通の価値観が「心地良い風景」に結びつくことを理解する
- そこから、郷土の風景を大切に思う意識を育み、主体的な活動にまで高めていくことが重要

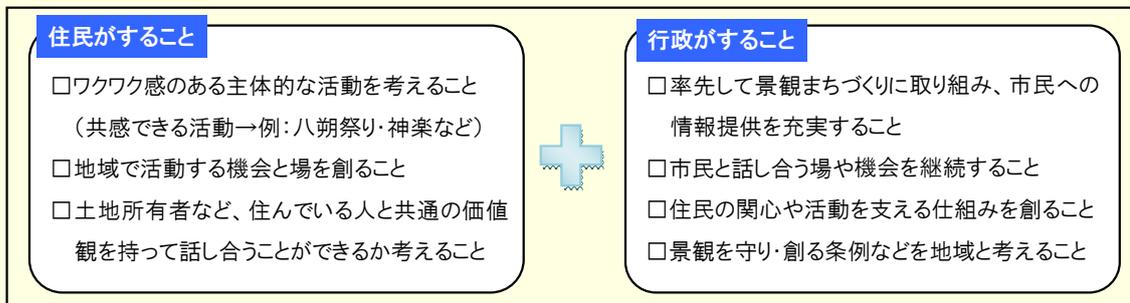
取り組みの方向

—相乗効果を生む 共感し・協働するすじみち（誘導シナリオ）—



継続していくために!!

～共感できる・ワクワク感のある取り組みで継続すること～



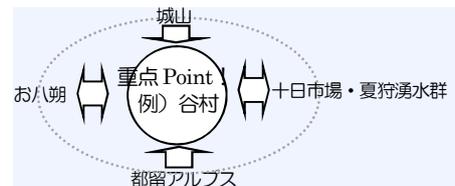
具体的な取り組み

1. 「地元学」—郷土景観を育む人づくりに取り組む

- 「風景 100 年の計」、郷土景観を継承する長期的視点をもった取り組みを進める
- 景観づくりを担う子どもたちの育成 (体験・記憶の継承、歴史探訪教室・自然観察教室・地形・地学教室等のお宝が豊富な環境を活かす、ふるさと探検隊など学校の副読本の活用等)
- 地域を愛する人を育てる (「まちが舞台」の地区毎の八景づくり、地域ごとの共感を得る等)

2. 景観まちづくりのポイントを絞り込む

- 景観まちづくりの優先順位を絞り込む(アピールする場所をラインで結ぶ、共感できる景観を切り口とする等)



- 「どう見えるか」・「どう魅せるか」好循環する視点・ラインを検討
- 成果が好循環し波及するようにする (SNS 等の情報作戦、写真コンテスト、人気投票、マップ等)
- 新たに創る景観も重要 (効果的な景観を創る・魅せる、都留アルプスの活用等)
- 実現化の可能性や費用対効果も併せて検討

考え方

- 景観づくりを進めていくためには、その重要な担い手である市民意識を高めることが大切。そのため、まずきっかけとして「できることから始める景観づくり」の取り組みをスタートさせる。
- 市内には8つの駅があり、まちの大きな特色となっているが、玄関口としての魅力に欠ける。
- 市内にはお宝(魅力資源)がたくさんあるが、あまり知られていない、関心も薄い。どこにあるのかわからない・・・お宝の価値を見直し(再発見)、多くの市民・観光客に知ってもらうことから始める。
- まちの魅力を再発見し、プロジェクトを通じて、市民の景観に対する意識を「つなぐ」、魅力ある景観資源を「つなぐ」、歴史を「つなぐ」ことをめざす。

取り組みの方向

— (仮称) つる8駅物語 —

- 市民主体による都留市の潜在的なお宝(魅力資源)の掘り起こしと魅力の再発見、効果的なPR
- 市内の8つの駅を起点とした、地域単位のお宝(魅力資源)を結ぶフットパスコースづくり
- 地域の魅力を内(市民)と外(観光客等)に広く発信

【主な提案】

- お宝探しを通じて市民の景観への意識を高める
- 身近な歴史資源の掘りおこし(道祖神など)や、使われなくなったもの(古民家、商家、蔵、空き地・空き家など)の魅力を再発見する
- 市民が主体となって地域のお宝(魅力資源)を再発見し、市民や観光客に広げていく
- 8つの駅があるという特色を活かす  
(駅を活かして人を集める、駅を起点としたハイキングコースなど)
- 市民が主体のまち歩きイベントを実施する(都留市お宝探偵団など)
- 地域の小学校と連携したまち歩き(オリエンテーリング)の実施
- フットパスづくりを通じた交流の促進、景観まちづくりの促進・・・など

具体的な取り組み

1. 参加のしくみづくり

- 市民の話し合いの場や機会をつくる(市民懇談会の延長上の場づくりを検討)
- まち歩きイベントなど自発的な取り組みを実施する(実主体の検討)

2. 8つの駅の活かし方

- 駅の活かし方(俳句の活用、「つるっとハイキング」、「つるっ歩マップ」、駅前レンタサイクル等)
- 駅と地域の魅力資源を結ぶコースづくり

3. 情報発信の仕組みづくり

- 都留の情報発信サイトを創る(都留市版ウキペディア「つるペディア」)
- その他のPR手法(SNS、乗り鉄・撮り鉄の活用等)

4. 行政へのお願い

- ハードなど資金を要するものの支援(ポケットパーク整備、案内サイン設置、公共レンタサイクル等)
- 富士急行への協力要請(都留市内共通乗車券の発行等)

5. 景観のルールづくり

- 清流を守るルール(条例など)
- 景観阻害要因に対するルール(ソーラーパネル、バラバラな看板、サインなど)

## ②「景観形成推進ゾーン」の取り組みの推進

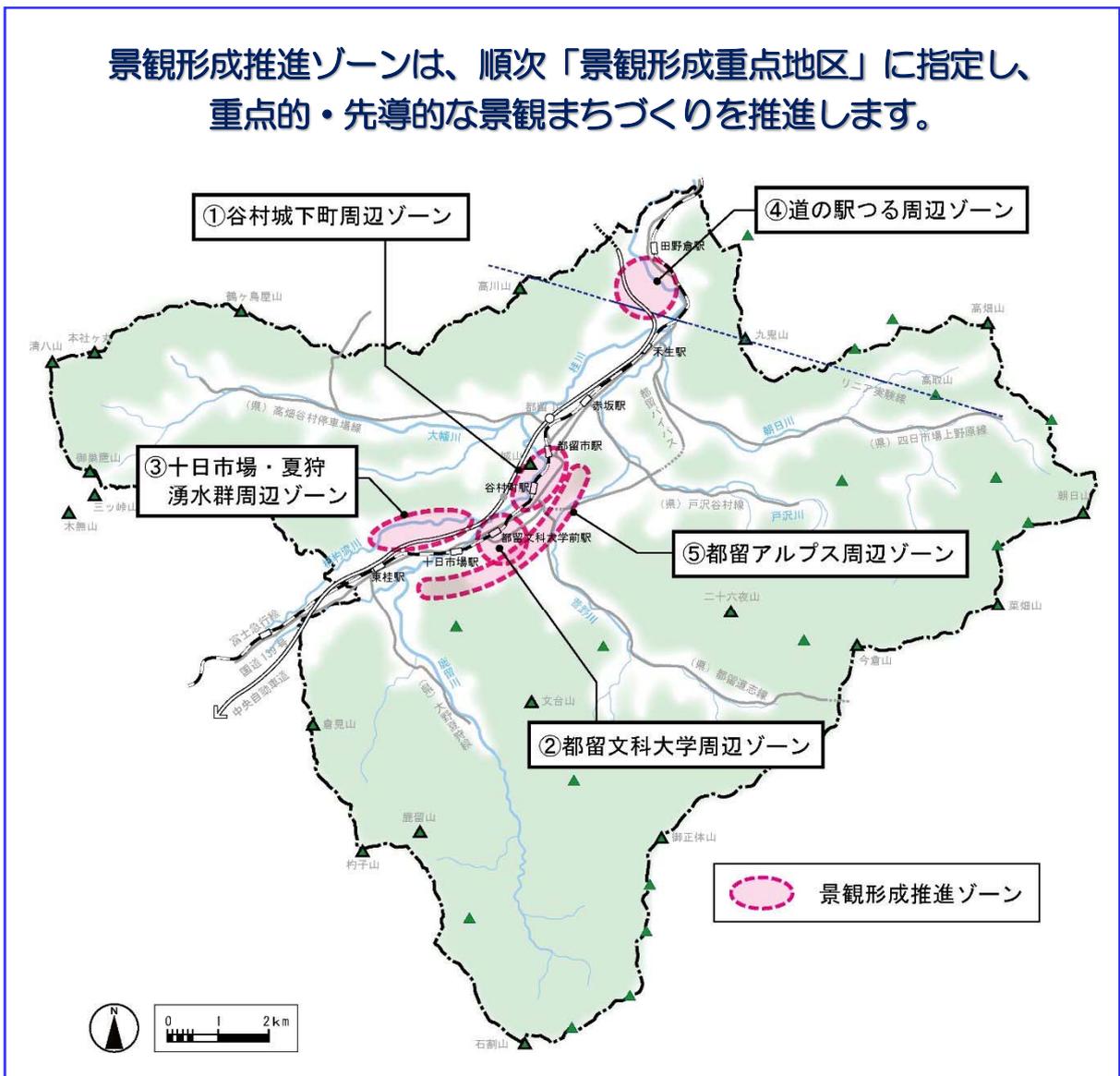
本計画では、良好な景観まちづくりを重点的に推進すべき5ヶ所の「景観形成推進ゾーン」\*を選定しています。

このうち、特に、重点的に景観形成を図るべき必要性の高い地区を、「都留市景観条例」に基づき、次ページに示す手順により「景観形成重点地区」に指定し、協働による先導的な景観まちづくりの取り組みを促進します。

「景観形成重点地区」では、市民や事業者等の合意形成に基づき、地区独自の届出対象行為と景観形成基準に基づく適切な規制・誘導をはじめ、景観形成に係わる諸制度の活用等により、重点的な景観まちづくりを推進します。また、取り組みの熟度や地域特性などから、必要に応じ景観法に基づく「景観地区」や「準景観地区」等の指定についても検討していきます。

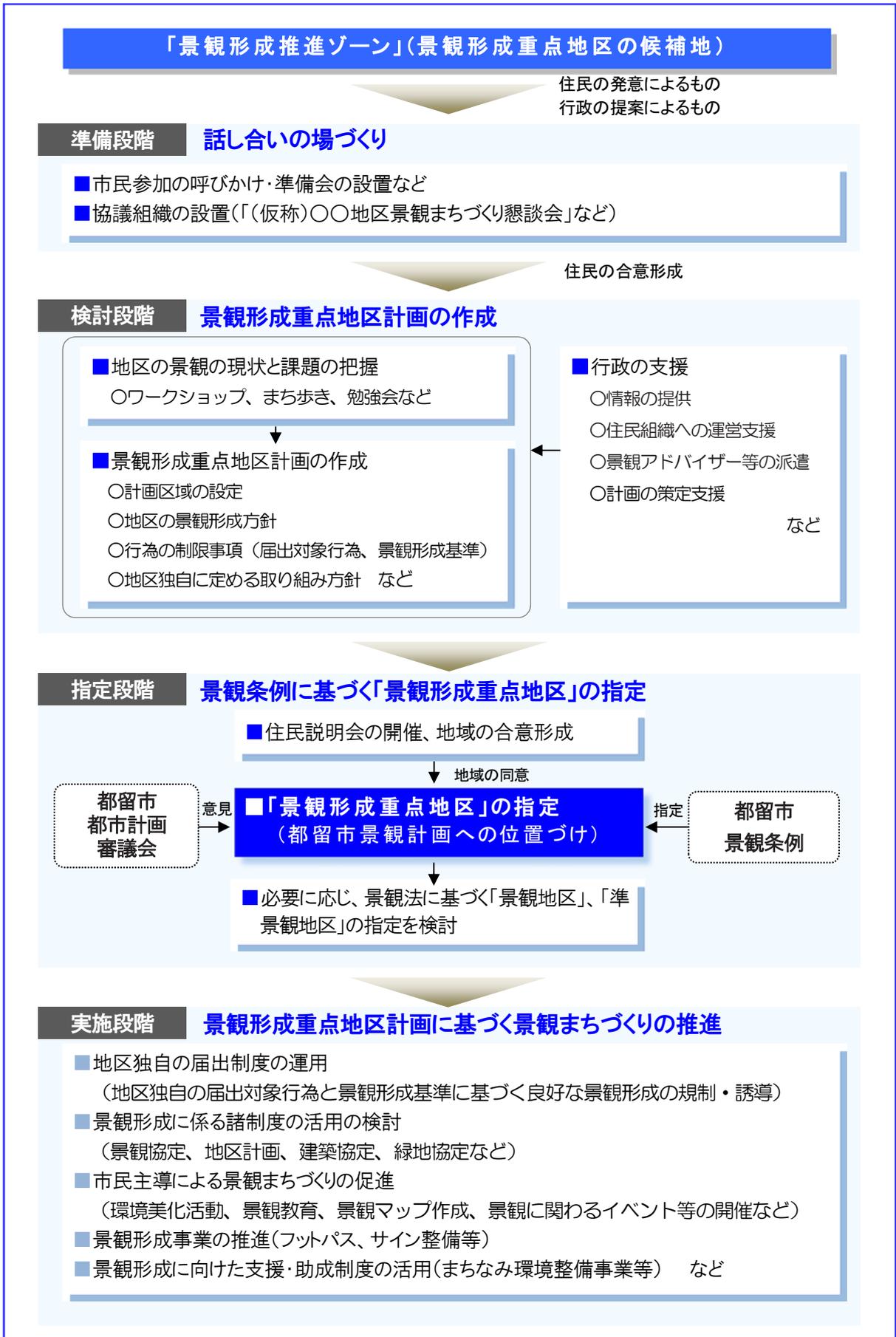
なお、景観形成推進ゾーンは固定的なものではなく、今後必要に応じ順次追加を検討していきます。

### ■景観形成推進ゾーン



注) \* 景観形成推進ゾーンの選定と景観形成方針については、「第2章-3. 景観形成推進ゾーンの方針」を参照下さい。

■「景観形成重点地区」の指定に向けた取組みの流れ



### ③先導的な景観形成施策の推進

本市の景観まちづくりは、第一歩を踏み出した段階であり、今後も協働による息の長い取り組みが必要となります。一方、景観形成を継続していくためには、できるところから段階的な取り組みを積み重ね、成果が着実に目に見えるものにしていくことも重要となります。

そのため、本計画で示した施策より、多方面に波及効果が期待され、先導的に推進していくことが望まれる施策を「先導的な景観形成施策」として位置づけ、これらを進行管理できるよう3段階に分類し、段階的に取り組みを積み重ねていきます。

#### ■景観まちづくりの方針に基づく先導的な景観形成施策

基本方針区分	短期 (概ね2年以内の着手)	中期 (概ね5年以内の着手)	長期 (概ね10年以内の着手)
1.特徴ある地形や山紫水明の景観を守り、活かす	<ul style="list-style-type: none"> <li>●湧水を守る会などの団体と連携した十日市場・夏狩湧水群周辺の保全と景観活用</li> <li>●太陽光発電施設の設置に対する適正な規制・誘導</li> <li>●溶岩造形や河岸段丘など特徴的な自然地形の活用(フィールドワーク等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●湧水の里の景観の創出(トイレ、駐車場、サイン等の整備、アクセス強化、フットパスづくり等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●里山・森林のレクリエーション活用に向けた整備</li> <li>●親水性の高い河川整備</li> </ul>
2.郷土の多彩な眺望景観を守り、魅せる	<ul style="list-style-type: none"> <li>●老朽化・錯綜するサイン類の統合整序</li> <li>●都留ビューポイントの選定、良好な眺望のPR・情報発信の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●都留アルプスや城山など市街地に身近な良好な眺望景観の魅力の向上、アクセスの強化、サインの充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●潜在的な眺望場所の発掘と活用</li> </ul>
3.先人たちの営みに培われた歴史・文化資産を継承し、活かす	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「富士の麓の小さな城下町振興事業」の充実、「谷村八景」事業の促進</li> <li>●城下町体感ツアー・まち歩き促進、案内ボランティアの育成促進</li> <li>●学校等での郷土教育・地域を学ぶ機会の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●城下町と寺町の歴史文化的まちなみ景観の形成(社寺や町家の歴史的まちなみ景観の形成、路地やまちかどの修景等)</li> <li>●城山の修景(散策路、駐車場、サイン整備、アクセスの向上)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●一定のルールに基づく城下町の歴史的まちなみの形成</li> <li>●景観重要樹木・景観重要建造物の指定検討</li> </ul>
4.里地・里山・里水が織りなす農村景観を守り、活かす	<ul style="list-style-type: none"> <li>●水掛菜やわさび田の農村風景の保全、農の風景の景観活用</li> <li>●遊休農地の有効活用、中山間地の荒廃農地を活用した里山づくりの検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●郷土景観や農を通じた地域交流、空き家や古民家の活用、農山村交流の促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●景観農業振興地域整備計画の策定検討</li> </ul>
5.地域の表情を映す、心地よさと魅力ある暮らしの景観を育む	<ul style="list-style-type: none"> <li>●谷村地区の整序感あるまちなみ景観の形成、中心商店街の賑わい景観の形成</li> <li>●都留文科大学前駅周辺の賑わいと活気ある良好な市街地景観の形成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●家中川、寺川、中川の親水空間の創出と修景</li> <li>●空き家・空地の景観まちづくりへの活用</li> <li>●主要道路沿道の歩行空間の確保、沿道まちなみ景観の整序・誘導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●景観形成重点地区の指定検討</li> <li>●景観重要公共施設の指定検討</li> </ul>
6.まちが元気になる、交流・おもてなしの景観まちづくりを進める	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公共施設の先導的な景観整備</li> <li>●既設サインの統合・整序と公共サインの適切な設置</li> <li>●八朔祭りなど祭事・行事と景観まちづくりの連携</li> <li>●景観資源のネットワーク化、インバウンド観光の推進、効果的なPRの充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●駅等を起点としたレンタサイクルの設置</li> <li>●登山道の整備、公共交通の充実やアクセス強化、駐車場整備の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●駅周辺の修景整備、駅を核とした景観まちづくりの推進</li> <li>●地域の景観特性に応じた「景観回廊の創出」</li> </ul>

## (2) 景観計画の見直しと進行管理

景観計画は、景観施策の総合的な方向性を示すと同時に、行為制限を定めることにより良好な景観形成を担保する規制・誘導の手段である側面を併せ持っています。

都留市の景観まちづくりは、市民などの理解と協力を得ながら協働により進めることを基本としていることから、景観に対する意識の成熟度に応じた手段を適切に講じていくことが必要となります。そのため、本市の景観計画は、市民参加による協議・検討を通じた合意形成の段階が計画に反映されていく、「成長型の景観計画」としています。

一方、景観まちづくりは、景観行政のみで実現し得るものではなく、都市計画や農政、商工・観光など、多様な部署との連携により総合行政として取り組むことが重要です。そのため、景観まちづくりを取りまく社会経済情勢の変化や国、県、市の計画や事業等に変更が生じた場合には、各種のまちづくり施策とも連携しながら、適宜計画の見直しを図るものとしします。

また、本計画に位置づけられた景観施策については、計画の目標等に照らしながら、実現に向けた実践、市民意識の高まり、地域の景観まちづくり活動等を通して施策・事業の点検、評価、見直しを行うPDCAサイクルにより、継続的な改善を行っていきます。これにより、景観まちづくりの達成度や評価を検証しつつ、適切な進行管理に取り組んでいきます。

### ■PDCAサイクルによる計画の推進

